2026 年11月16 日

東京都千代田区麹町一丁目 4 番地
松井証券株式会社
代表取締役　和里田　聰

資金移動業廃止の公告

当社は、2026年12月19日をもって資金移動業を廃止（贈与支援サービスの現金贈与）することといたしました。

資金決済に関する法律第 61 条第 5 項に規定する為替取引に関し負担する債務の履行の完了の方法につきましては、下記の通りといたします。

1. 2026年12月18日（サービス終了日の前日）の午後3時までに、贈与者からサービスの申し込み、受贈者から贈与の申込の受諾があった場合には、2026年12月18日までに贈与者から受贈者への現金振替をいたします。
2. 受贈者による承諾があった時点において、資金の移転が即時に実行される仕組みとなっております。なお、システム障害等の事由により、現金振替が完了していない取引が発生した場合は、2026年12月18日中に該当する取引を確認し、個別に口座に反映させることにより現金振替を完了させます。
3. 2026年12月18日の午後3時までに、贈与者からサービスの申し込みがあり、受贈者から贈与の申込の受諾がなかった場合には、サービスの申込は失効します。
4. 2026年12月18日の午後3時以降は、贈与者からサービスの申し込みの受け付けは行わないものとします。

本件に関する問合せ先：松井証券顧客サポート　0120-953-006　IP電話　03-6387-3666
（受付時間 / 平日 8:30〜17:00）

以上、資金決済に関する法律第 61 条第 3 項の規定により公告いたします。